

不法な児童連れ去りを防止する 「ハーグ条約」



日本でも4月1日からハーグ条約が発効しました

- 国境を越えた不法な子の連れ去りが行われれば速やかに子を元の居住国に戻すことを原則とする条約です。
- 居住国に（元）配偶者を残したままお子さまを連れて日本に帰国、または居住国である日本から外国に出国する方は特に注意が必要です。
- ▶ 詳しくは外務省HPまで（政府広報・外務省より）

両親が別々の国で生活するとき、子どもをどちらの親が育てるのか

国際結婚をして不幸にして離婚という時、子どもをどちらの国で育てるかということで、しばしば問題が生じてきました。時には勝手に日本から外国に子どもを連れ去られたり、外国に住んでいて子どもを連れて日本に帰りたいたいと言う時、子どもが出国できない、子どもと一緒に帰れないというケースも結構ありました。

そんなとき、子を持つ親は、異なる法律、文化と闘いながら自力で不和となった相手と子の居場所を探し、関係する国の裁判所に子どもの返還を求める訴えをしなければなりませんでした。

しかしながら日本がハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）を結ぶことで、両方の国の担当局(中央当局)を通じた国際協力の仕組みを通して、相手国から子を連れ戻すための手続きや親子の面会交流の機会を得る手続きを進められるようになったのです。

条約が発効して1カ月、アメリカやロシアなど様々な国から子どもを連れ去られたと主張する訴えが寄せられているといえます。

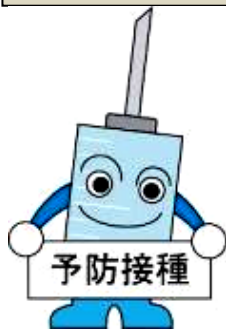
日本では、日本に連れ帰ってきた親を支援するため、あるいは返還申し立てや面会交流の請求を受けた親の不安を少しでも少なくするために、東京の3弁護士会は、専門の弁護士を紹介する共通ダイヤル（0570-783-563）を設置しています。

◆在外公館や弁護士に相談してください◆

- 条約が発効する前に子の連れ去りが起きた場合、ハーグ条約の適用対象になるのでしょうか？
- 元配偶者が無断で子を日本から海外へ連れ去ってしまったのですが、どうしたら良いのでしょうか？
- 日本へ子を連れて帰りたいのですが、再度元の居住国に戻った場合逮捕される危険性はあるのでしょうか？
- DV 被害者に対する配慮や支援はあるのでしょうか？
- 家庭内での問題を抱えている方に対して在外公館はどのような支援をしてくれるのでしょうか？

参考/ハーグ条約パンフレット <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000033409.pdf>

年長児童のお子さんに麻しん風しん混合ワクチン(2種)の接種をお勧めします



健康増進センター
(049-252-3771)では、毎年この時期になると、今年年長児となるお子さんに麻しん風しん混合ワクチン(2期)の予防接種をうけることを進めています。

小学校に上がる時期になると慌てて相談に来る親がいますが、お子さんの体調の良い時を見計らって、早めに受けておきましょう。

★平成 26 年度の対象者：平成 20 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日に生まれた子

★接種期間：平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給のニュースです

4 月から消費税が引き上げられましたが、所得の低い方に対して「臨時福祉給付金」が支給されます。また、子育て中の世帯の方には、「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

申請の要件や受付期間などは、これから発表されますので、市町の広報やホームページなどでチェックしてください。

●問合せ：

福祉・子育て給付金室給付金コールセンター
☎049-252-8050

児童扶養手当額が変わりました。少し減額になっています

児童扶養手当は、父母の離婚、死亡などによって父または母が一人で子ども(18歳になった後の3月31日まで)を育てている方や、父や母に代って子どもを育てている方に支給されるお金です。

今回、わずかですが手当額が変わったのは、年金と同じように世の中の物価の高低に合わせて手当もスライドされていましたが、過去数年にわたって手当額を下げなかったことによる調整です。



**子どもから高齢者まで楽しめます
新しい施設「エコパ」が6月にオープン**

余熱利用施設「エコパ」は、ふじみ野市、三芳町環境センター(平成28年3月に完成予定)の焼却炉から生まれる熱を利用した施設です。ただ今6月オープンを目指して工事を進めています。

施設の内容として、健康増進用プール、浴室、大広間、多目的室、和室、レストランなどが有ります。場所は上福岡清掃センターのそばになります。

●問合せ：広域ごみ処理施設建設室
☎049-262-9027

子育て応援団「ファミリーサポートセンター」って知っていましたか

ネットでベビーシッターにまつわる哀しいニュースが流されましたが、このように地域で子育てを支え合う組織が有ることを知っていたらと思うと残念です。「ファミリーサポートセンター」は、子育ての手助けをしたい方(提供会員)と手助けを必要としている方(依頼会員)が会員となり地域で子育てを助ける組織です。

利用される方は、会員登録が必要です。

日ごろからこうした公設の組織があることを知っておくことも大切ですね。

●問合せ：

富士見市ファミリーサポートセンター☎049-251-3337
ふじみ野市ファミリーサポートセンター☎049-262-1135
三芳町ファミリーサポートセンター☎049-258-0075

■こんなときに利用できます

- ・ 保育所、幼稚園などへの送迎や前後の預かり
- ・ 学校、放課後児童クラブの送迎や前後預かり
- ・ 習い事の送迎や病後児の預かり
- ・ 保護者の病気や急な用事の時の預かり
- ・ 利用料金 1時間700円から800円
- ・ 利用時間 午前6時～午後10時